

基本的な考え方

- 1 災害時には、一人ひとりの自助を基本とします。
- 2 住民主体の避難、避難所開設・運営を目指します。
- 3 避難所は災害時の地域コミュニティの支援拠点と考え、準備、運営します。
- 4 要配慮者及び男女共同参画の視点にも十分配慮し、すべての人にやさしい避難所づくりを目指します。

災害時要配慮者を優先に、誰もが配慮し合うことが大切です。

災害時要配慮者とは



- 高齢者** 迅速に避難することが困難なことが予測されます
- 障がいのある人** 視覚、聴覚、肢体、精神、知的、内部等の障がいのある人
- 在宅療養者、透析が必要な人、糖尿・高血圧などの疾患をもつ人**
- 乳幼児・妊婦** 乳幼児を連れて逃げるのが困難です
- 外国人** 言葉が通じないことが想定されます

配慮し合えること

- ① 声かけ
- ② 情報伝達
- ③ 避難支援
- ④ 被災生活支援



※ 田辺団地連合自治会では、今後、福祉部が中心となり、災害時要配慮者への支援計画をつくる予定です。

要配慮者に配慮した運営

- 食事や物資の配給、情報提供方法やトイレの利用など、高齢者や障がいのある人、乳幼児、妊婦など要配慮者への配慮が大切
- プライバシー確保への配慮が必要であると同時に、孤立化を防ぐための見守りの工夫が大切
- 要配慮者自身が「要配慮者」であることをわかるよう示すことも必要

男女共同参画の視点に配慮した運営

- 男女それぞれのニーズの違いに配慮した安全・安心・快適空間づくり
⇒ 女性をはじめ、要配慮者に配慮した避難所づくりを目指すことで、被災者全員が少しでも快適に

避難

災害が発生した時の避難行動の手順です。災害時に速やかに行動がとれるように、「風水害（浸水害、土砂災害）」と「地震」の場合の避難行動の手順を、日頃から確認し合っておきましょう。

